

議案第 4 1 号

専決処分の承認を求めることについて

白岡市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、一部の規定について、令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、緊急に白岡市税条例を改正する必要性が生じ、令和 7 年 3 月 3 1 日に白岡市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

白岡市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和７年３月３１日

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

白岡市税条例の一部を改正する条例

白岡市税条例（昭和３０年白岡町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

第８９条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１０条の２第２３項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第２６項中「附則第１５条第４２

項」を「附則第 15 条第 4 1 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 15 項を同条第 16 項とし、同条第 14 項を同条第 15 項とし、同条第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の白岡市税条例（以下「新条例」という。

）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 82 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

白岡市税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、一部の規定について、令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、条例改正を行ったものである。

2 改正の概要

(1) 軽自動車税関係

ア 第 8 2 条関係及び第 8 9 条関係

総排気量 1 2 5 c c 以下で最高出力を 4 . 0 キロワット（5 0 c c）以下に制御したバイク（新基準の原動機付自転車）に係る軽自動車種別割の税率を 5 0 c c 以下の原動機付自転車のもと同額の年額 2 , 0 0 0 円とする。

イ 第 9 0 条関係

道路交通法の改正により、特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）の運用が開始されたことに伴い、身体障害者等に対する種別割の減免申請において提示する運転免許証に追加する。

(2) 固定資産税関係

ア 附則第 1 0 条の 3 関係

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンションの管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置の適用を可能とする。

(3) その他

法律の改正に合わせて関係規定の整理を行った。

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

軽自動車税及び固定資産税に関する経過措置を設け、改正後の条例の適用関係を明確にした。

白岡市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(種別割の税率)	(種別割の税率)
第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 原動機付自転車	(1) 原動機付自転車
ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ <u>ウ及びオ</u> に掲げるものを除く。） 年額 2,000円	ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ <u>エ</u> に掲げるものを除く。） 年額 2,000円
イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ <u>ウ</u> に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円	イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの <u>又は</u> 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円
<u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u>	
<u>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）<u>又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</u>	<u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</u>
<u>オ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上解放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</u>	<u>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上解放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</u>
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
第89条 略	第89条 略
2 略	2 略

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 (第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限

項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 略

5 略

6 略

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2～22 略

23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27・28 略

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 略

2～13 略

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の

並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 略

4 略

5 略

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2～22 略

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27・28 略

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 略

2～13 略

参考資料

提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則
第15条の9の3第1項に規定する要件に該当す
ると認められるときは、前項の規定にかかわらず
、同条第1項の規定を適用することができる。

15 略

16 略

14 略

15 略